

## ～ 国際研修 ～

### 第12回日韓パートナーシップ研修（日本セッション）

国際協力部教官

朝山直木

#### 1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2010年10月18日から28日までの間、第12回日韓パートナーシップ研修・日本セッションを実施した（研修員は本誌第44号・2010年9月号121ページ参照）。

#### 2 研修の概要

研修テーマ 不動産登記制度，商業登記制度，供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

##### (1) 講義

###### ① 不動産執行制度について

講師 最高裁判所事務総局民事局 石井利幸参事官

日本の不動産執行制度の概要，不動産執行事件の最近の動向及び執行制度の運営改善の取組状況等について紹介する講義である。

不動産執行に関しては，第6回研修（2004年）が最後であったことから，その後の制度改正など最近の状況等を知ることが有意義であると考えて実施した。

###### ② 不動産登記制度の概要について

講師 法務省民事局民事第二課 岩崎琢治補佐官

日本の不動産登記制度について，制度が構築されていった沿革及び制度の概要等について紹介する講義である。

不動産登記に関しては，これまでもオンライン登記申請を可能とする新不動産登記法や筆界特定制度などについて実施してきたが，不動産登記制度が構築された歴史を含め，制度の全般的なことも現在の実務につながるものとして有意義であると考えて実施した。

##### (2) 実務研究

各研修員が実務研究課題を提起し，それについて研修員全員で協議し，その結果を発表するものである。日本セッションでは，韓国側研修員が実務研究課題を提起し，日本における制度及び運用等について日本側に質問を行い，これに日本側の担当研修員がま

ず回答する。それを踏まえて研修員全員で協議し、最終的には韓国側研修員が研究結果を発表している。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① 登記申請義務の懈怠と罰則及び敷地使用権の事後取得による敷地権登記

本件は、2件の研究を行っている。

不動産に関する物権の得喪、変更等があった場合に不動産登記を行うか否かについては、原則として、当事者の判断に委ねられている。しかし、不動産の表示に関する登記など幾つかの登記については登記の申請を義務付けている。本研究は、登記申請義務のある登記の種類及び当該義務違反時の罰則の内容について日本と韓国の制度を比較したものである。韓国では、日本と異なり、所有権移転を内容とする契約を締結した者は、一定期間内に所有権移転登記を申請しなければならない。

区分所有建物について、当該区分所有建物の建築主が区分所有権及び敷地利用権を譲渡したが、区分所有権のみについて所有権移転登記を行った。その後、区分所有権が転々譲渡されその旨の登記がされた場合に、敷地権の登記をどのように行うかを検討したものである。敷地権の登記を行うためには、敷地利用権と区分所有権の権利者を同一にする必要があるのは日本も韓国も同様であるが、韓国では、日本と同様の土地の持分の移転登記を行う方法のほかに、敷地使用権に関する移転の登記があり、通常の土地の持分の移転登記よりも簡便な要件で申請できる。

② 不動産登記の二元化構造に関する考察（土地と建物の一体性について）

民法は、土地及びその定着物は不動産とすると規定している。一方、建物については土地とは別個の不動産であるとされている。本研究は、建物が土地とは別個の不動産として扱われることになった歴史的経緯や別個の不動産としたことによる問題点についてまとめたものである。

③ 銀行業等特定業種を営む会社の資格要件等に対する登記官の審査可否

銀行業など一定の業を営む場合は、所管官庁の認可を義務付けており、当該認可の要件として最低資本金額や一定の役員構成を定めている場合がある。そのような業を目的中に掲げた会社の設立登記等があった場合、登記官は上記の要件について審査することができるか否かについて検討したものである。韓国では、当該要件は営業を行うための要件であって法人格を取得するための要件ではないから、充足不要であると解釈した事例（質疑応答）がある。一方、日本では、受理しないとした先例がある。そこで、審査の適否については更に検討する必要があるとされた。

④ 韓国と日本の供託物回収比較

供託者は、一定の要件の下で、自らが供託した供託物を取り戻すことができるとされている。本研究は、取戻請求が可能となる要件や取戻請求が制限される場合について日本と韓国の制度や取扱いを比較したものである。両国ともほぼ同様の制度や取扱いであるが、韓国では条件を付して取戻請求権の放棄ができる点が日本と異なっている。

⑤ 不動産競売手続における民事執行費用に関連する幾つかの実務上の争点に関する考

察

不動産競売手続に関連して費用が発生した場合に、どのようなものが執行費用、さらには、執行費用のうち共益費用として認められるかについて、実務上提起される問題を中心に日本と韓国の取扱いを比較しつつ検討したものである。

(3) 見学

今回は、以下の3か所の見学を行った。いずれの見学先においても、研修員の関心は高く、活発な質疑応答が行われた。

ア 最高裁判所

大法廷首席書記官表敬の後、大法廷、小法廷及び図書館の見学を行った。

イ 東京法務局本局

民事行政部長による法務局業務の全般的説明の後、供託課、不動産登記部門及び法人登記部門を見学し、質疑応答・意見交換を行った。

ウ 東京地方裁判所民事執行センター

同センターの概況説明を受けた後、不動産執行書記官室、債権執行書記官室、売却場、総合案内、物件明細書等閲覧室を見学した。

3 終わりに

本研修は、講義や実務研究の場で質問や議論が活発に行われるなど研修員が熱意を持って取り組み、研修の目的がおおむね達成されたものとする。

改めて、本研修に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

## 第12回日韓パートナーシップ研修(日本セッション) 日程表

【指導教官:朝山教官 事務担当:江口専門官・田村専門官】

月 日	曜	9:30  12:30	14:00  17:00	
10 / 18	月	(日本側研修員入寮)	オリエンテーション  実務研究(1) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)  (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 19	火	実務研究(2) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	金浦空港(11:55)→[KE5707便]→羽田空港(13:55)  (韓国側研修員入寮)  (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 20	水	見学(10:00～11:30) 最高裁判所	12:00～13:20 法務総合研究所主催 意見交換会 (法曹会館 寿の間)	13:50～ 14:10 記念撮影 表敬 (赤れんが棟前) (民事局長)
10 / 21	木	実務研究(3) 日本側研修員からの回答  (浦安センターB6.7セミナー室)	実務研究(4) 韓国側研修員からの追加質問  (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 22	金	実務研究(5) 研修員全員による検討  (赤れんが棟共用会議室)	講義(14:00～17:00) 「不動産執行制度について」 最高裁判所事務総局民事局 石井利幸参事官  (赤れんが棟共用会議室)	
10 / 23	土			
10 / 24	日			
10 / 25	月	見学(10:00～12:00) 東京地方裁判所民事執行センター	講義(14:00～17:00) 「不動産登記制度の概要について」 民事局民事第二課 岩崎琢治補佐官  (赤れんが棟共用会議室)	
10 / 26	火	総合発表準備  (日本側研修員退寮)  (赤れんが棟共用会議室)	総合発表(14:00～17:00) 韓国側研修員による発表  (赤れんが棟第5教室)	閉講式(17:30～18:00)  (法曹会館 孔雀の間)
10 / 27	水	国際協力部教官と韓国側研修員との意見交換  (浦安センター)	資料整理・帰国準備	
10 / 28	木	(韓国側研修員退寮・帰国)	羽田空港(15:35)→[KE5710便]→金浦空港(17:55)	